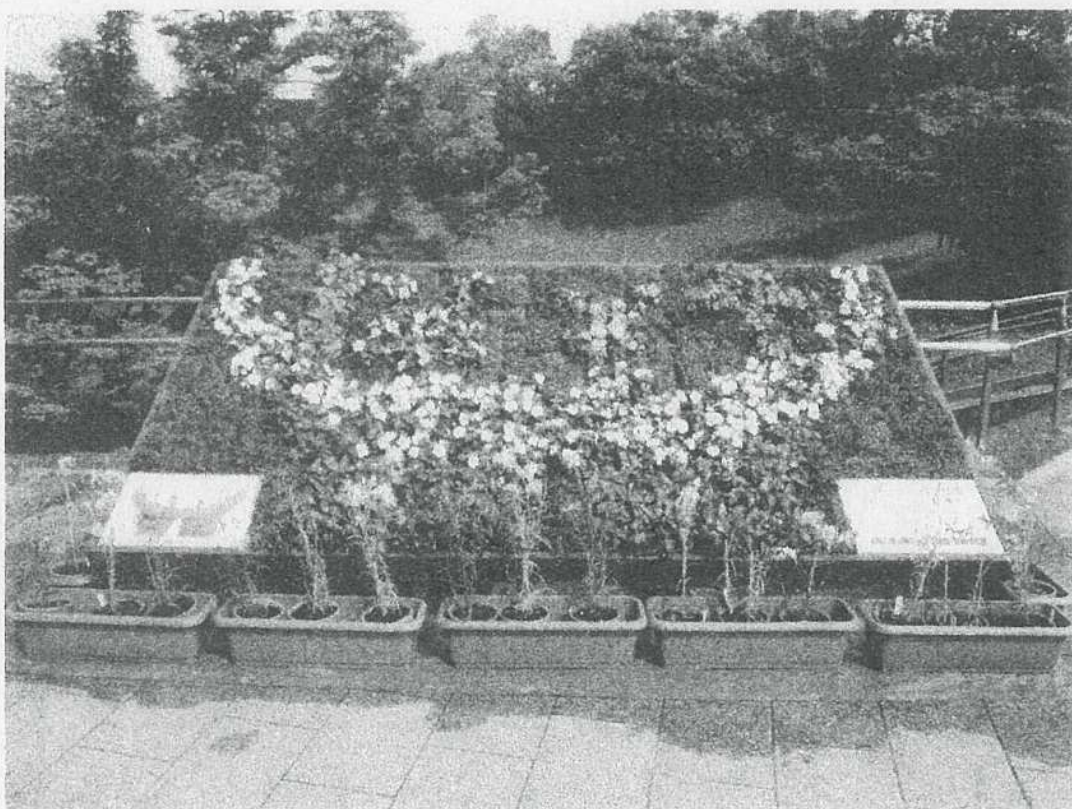


第2回

花岡住民自治協議会総会



(令和4年度夏花壇)

船形埴輪花壇

期 日 令和4年6月11日(土)

書 面 議 決 に よ る 決 議

花岡住民自治協議会総会資料

◇ もくじ

1. 議 題	1
2. 令和3・4年度花岡住民自治協議会役員・監事の確認及び 令和4年度花岡住民自治協議会各部会の部会長・副部会長の報告	… 2
3. 令和3年度花岡住民自治協議会各部会事業報告	… 3～8
4. 令和3年度花岡住民自治協議会収支決算報告及び監査報告	… 9～10
5. 花岡住民自治協議会会則	… 11～18
6. 花岡住民自治協議会活動図及び部会活動一覧	… 19～20
7. 令和4年度花岡住民自治協議会各部会事業計画	… 21～23
8. 令和4年度花岡住民自治協議会収支予算	… 24
9. 花岡住民自治協議会組織表	… 25
10. 令和4年度花岡住民自治協議会総会代議員名簿	… 26

☆ 議 題

- (1) 第 1 号議案 令和 3・4 年度 花岡住民自治協議会役員・監事及び
令和 4 年度 各部会の部会長・副部会長の報告
- (2) 第 2 号議案 令和 3 年度花岡住民自治協議会事業報告
- (3) 第 3 号議案 令和 3 年度花岡住民自治協議会収支決算報告及び監査報告
- (4) 花岡住民自治協議会会則
- (5) 第 4 号議案 花岡住民自治協議会活動図及び部会活動一覧
- (6) 第 5 号議案 令和 4 年度花岡住民自治協議会各部会事業計画
- (7) 第 6 号議案 令和 4 年度花岡住民自治協議会収支予算
- (8) 第 7 号議案 花岡住民自治協議会組織表
- (9) 第 8 号議案 花岡住民自治協議会地域計画書(一部改訂)

第1号議案

令和3・4年度 花岡住民自治協議会役員・監事の確認及び
令和4年度 花岡住民自治協議会各部会の部会長・副部会長

【役員】

(敬称略)

役職名	名前	備考
会長	とよ ずみ まこと 豊 住 眞	万庄第二自治会長
副会長	なか にし よし お 中 西 義 朗	住民代表
副会長	さわ だ ひね のり 澤 田 宗 範	レインボー田村自治会長
書記	ま がら かず や 間 柄 和 也	住民代表
書記	おお た じゅん こ 太 田 潤 子	住民代表
会計	まつ ばら のぶ お 松 原 信 男	土岐自治会長
事務局長	にし ぐち ひで み 西 口 秀 美	花岡公民館長
顧問	やま ぐち おきむ 山 口 修	住民代表
監事	もり 森 なお み 森 仍 示	万庄第一自治会長
監事	おお の じゅん こ 大 野 潤 子	住民代表

【部会長・副部会長】

所属部会	名前	備考
自治会部会 部会長	きた がわ のぶ いち 北 川 信 一	花岡地区自治連合会副会長
自治会部会 副部会長	やなぎ たに とも ゆき 柳 谷 奉 文	花岡地区自治連合会監事
公民館部会 部会長	まつ ばら のぶ お 松 原 信 男	花岡公民館運営委員委員長
公民館部会 副部会	おお はら きよし 大 原 清	花岡公民館運営委員副委員長
福祉部会 部会長	もり 森 なお み 森 仍 示	花岡地区福祉会会長
福祉部会 副部会長	おお の じゅん こ 大 野 潤 子	花岡地区福祉会常任委員
スポーツ健康部会 部会長	み やけ まさ あき 三 宅 昌 晃	スポーツ健康部会長
スポーツ健康部会 副部会長	やま なか み ゆき 山 中 美 幸	花岡地区選出スポーツ推進委員
青少年健全育成部会 部会長	まえ だ よし ひろ 前 田 好 弘	花岡地区青少年健全育成会会長
青少年健全育成部会 副部会長	さわ だ ひね のり 澤 田 宗 範	花岡地区青少年健全育成会副会長
交通安全部会 部会長	ま がら かず や 間 柄 和 也	交通安全部会長
交通安全部会 副部会長	い とう てつ じ 伊 藤 哲 二	交通安全部副部会長
情報発信部会 部会長	ま がら かず や 間 柄 和 也	花岡住民自治協議会書記
情報発信部会 副部会長	むら せ しん いち 村 瀬 信 一	花岡住民協議会事務局次長

- ◎ 三重県緊急事態宣言期間(8月27日～9月12日)
- ◎ 三重県まん延防止等重点措置期間
(5月9日～5月31日・8月20日～8月26日・1月21日～3月6日)

【自治会部会】

1. 防災対策事業

- 防災訓練・防災講話(山室山小学校5年生対象11月27日(土)) 自主防災隊の部は中止
- 自主防災倉庫の点検 (7月4日(日)・11月7日(日)・3月6日(日))
但し7月4日(日)は山室山のみ・3月6日(日)は両倉庫とも中止)

2. 環境整備事業

- 防犯灯・掲示板・一時避難場所表示板の設置補助

3. 福祉見守り事業

- 敬老事業 (事業の実施日は各自治会で設定)
 - ◎ 各自治会へ80歳以上の高齢者の人数に800円を乗じた額を補助金として支払う
 - ◎ 実施方法は、自治会が独自に実施するか、住自協で、一括購入した800円相当の記念品を該当者に配布するか、何れかで対応
- 地域見守り活動(児童・高齢者・障がい者等)
 - ◎ 児童・生徒登校指導(4月7日(木)・9月1日(水)・2日(木)山小のみ両日)・3月22日(火)
 - ◎ 一人暮らし高齢者の集い(集いは中止し、対象者75歳以上の方に粗品を配布)

4. 地域改善対策事業

- 地域防災活動・防災施設の充実(各自治会)
- 住民自治まちづくり等の研修視察(南紀熊野ジオパークセンター他・12月9日(木))

5. 生活環境保全事業

- ゴミ減量及び分別に関する啓発事業
- 麻薬芥子撲滅運動

6. 地域交流事業

- 自治会長会議(6回)
- 花岡地区自治連合会ゴルフ大会(春の大会中止・秋の大会10月26日(火))
- 花と緑住自協フェスティバル(中止)

7. 情報文書配布・回覧事業

- 広報物の配布・文書回覧

8. 会議

- 花岡地区自治連合会総会(4月27日) ○ 定例会(6・7・10・11・3月)
- 役員会(11回)

【公民館部会】

1. 生涯学習事業

- 生涯学習講座(中止)
- 趣味クラブ活動(34クラブ)
(緊急事態宣言期間中は中止・まん延防止等重点措置期間中は一部のクラブが中止)
- 料理教室(3～4回の予定全て中止)
- パソコン教室(中止)

2. 健康交流事業

- 健康づくり講座(健康に関する講演・中止)
- ゲートボールリーグ戦(新型コロナウイルス感染拡大防止措置等で、5回の内2回実施)
- グラウンドゴルフ練習会(10回の予定の内4回実施)

3. ふれあい体験学習事業

- 夏休み体験教室(伊勢型紙教室8月19日・工作教室8月12日・勾玉作り教室(中止))
- 学習教室とお楽しみ食堂(中止)
- 子ども科学教室(中止)
- 絵本とあそび(11回の計画で、8回実施)
- レクリエーションふれあいフェスティバル(スポーツ健康部会と共催(中止))

4. 歴史・文化・探訪事業

- 地域探訪ウォーキング(5月28日・11月30日・3月27日)
- 公民館文化祭(作品展示(11月13日・14日)(芸能発表(11月20日))
- 松阪公連協主催公民館まつり(作品展示・芸能発表 全て中止)

5. 会議

- 総会(書面議決) ○ 運営委員・常任委員会(2回) ○ 関係組織代表者会(3回)
- 監査会3月24日

【福祉部会】

1. 福祉交流事業

- グラウンドゴルフ大会(スポーツ健康部会共催(豚汁のサービス)) 中止

- 一人暮らし高齢者の集い (10月 対象者に粗品配布)
- 敬老事業(自治会部会と共催)
- 初日の出を見る会 (公民館部会と共催) 中止 約350名来場

2. 福祉健康啓発事業

- ほのぼのたより (3月に公民館だよりのコーナー)
- 健康づくりウォーキング(3月4日、11日、25日)
- 福祉健康講座(中止)

3. 児童交流事業

- 小学生お楽しみ食堂(中止)
- マジック教室(3保育園10月14・27日と11月25日・2幼稚園12月15日於花岡公民館)
- ふれあい餅つき大会(花岡幼 中止)
- 独楽のサーカス(公演は中止・年長児に駒と紐を配布)

4. 福祉支援事業

- 在宅介護者の集い (翌年度4月対象者に衛生商品配布)
- 児童・高齢者見守り活動(随時)

5. 花と緑住自協フェスティバル (中止)

6. 会議

- 総会(書面議決) ○ 常任委員会(4回) ○ 合同監査 3月24日

【スポーツ交流部会】

1. ふれあいスポーツ事業

- ニュースポーツ講習会 (中止)
- 球技大会(9月5日(日)中部中グラウンド・体育館) (中止)
- グラウンドゴルフ大会 (10月10日(日)中部中グラウンド) (中止)
- レクリエーション ふれあい フェスティバル
(2月6日(日) 中部中学校体育館) (中止)
- カローリング活用に関する役員研修会(3月2日(水))
- 鈴おどり練習会 (中止)

2. 健康体操の普及活動事業 (スポーツ推進事業の中で準備運動として実施)

- 公民館「春のウォーキング」で実施 (他の行事はすべて中止)

3. 地域間交流事業

- 松阪七夕まつり・鈴の音市 (中止)
- 市長杯ふれあいスポーツ大会
 - ◎ ゲートボール大会(10月30日(土))
 - ◎ グラウンドゴルフ大会 (中止)
 - ◎ シャフルボード大会 (中止)

4. 花と緑住自協フェスティバル (中止)

5. 会議

- 総会(書面議決) 役員会 (4回) 委員会(役員会決議事項書面確認3回)

【青少年健全育成部会】

1. 健全な明るい家庭づくり事業

- 保育園・幼稚園・小学校児童の情操教育支援活動
(むすび座人形劇鑑賞 2園 収穫祭と本居宣長墓前祭消耗品 1園 絵本購入2園
芸術鑑賞(松阪商業高校ギター部) 1校 児童用図書50冊 1校)

2. 健全育成啓発事業

- 地区育成会たよりの発行
- 健全育成啓発看板の設置と点検
 - ・各自治会に健全育成啓発看板の設置場所を地図に表示依頼

3. 青少年健全生活支援事業

- 夏季パトロール (8月6日・19日・20日の内、昼と夜各々2回ずつ実施、計6回)
(コメリ書房、サンパークボウリング場 …………… 花岡小学校)
(宝塚古墳公園、セガワールド、ファミリーマート松阪宝塚店 …………… 山室山小学校)
※ 新型コロナウイルスの感染防止対策として役員を校区別に分け実施)
- 児童生徒登校指導とあいさつ運動
(・入学式後、最初の集団登校日4月7日
・夏休み明け登校日 花岡小時間差・校9月1日(2回)
山室山小交互登校9月1日・2日
・卒業式後、在校生最初の登校日3月22日)
- 通学路等の安全点検と整備の要請
- 中部中学校地区青少年健全育成会との連携
- 県道160号線駅部田交差点の歩道橋整備(依頼し修理完了)

4. 花と緑住自協フェスティバル (中止)

5. 会議

- 総会(書面審議) 役員会2回 監査会
(6)

【交通安全部会】

1. 交通安全推進事業

- 児童・生徒の交通安全支援及び人間関係を築くあいさつ運動
(・入学式後、最初の集団登校日 4月7日
・夏休み明け登校日 花岡小時間差登校 9月1日(2回)
山室山小交互登校 9月1日・2日
・卒業式後、在校生最初の登校日 3月22日)
- 地域住民の交通安全マナー遵守啓発運動
(4月11日～7月20日、9月1日～12月23日、1月11日～3月25日)
- 交通安全教室 (新型コロナウイルス感染拡大により中止)

2. 交通安全整備事業

- 交通安全幟旗・看板点検と設置
(新型コロナウイルス感染拡大問題で、設置作業はできず)

3. 花と緑住自協フェスティバル (中止)

【情報発信部会】

1. 情報発信事業

- 住自協報告及び案内に関する「住自協たより」を定期的に発行
- SNSを活用して、住民生活に関係する情報を発信

【宝塚古墳事業】

1. 宝塚古墳市民参加の会事業

- 船形埴輪花壇の設置(夏…宝塚古墳公園・秋…花岡公民館)
- 公民館花壇の整備
- 夏休み体験学習(勾玉づくり(中止))

2. 宝塚古墳初日の出事業

- 初日の出を見る会(中止)但し、約350名来場

【役員会・運営委員会】

1. 第1回 花岡住民協議会・花岡住民自治協議会合同役員会 (5月14日(金))

- 令和3年度の総会について
・総会開催方法 ・総会開催日時 ・総会議案書原案検討会開催日
- ◎ 花岡住民協議会解散総会と花岡住民自治協議会設立総会について
- ☆ 両総会とも書面議決で実施

2. 第1回 花岡住民協議会・花岡住民自治協議会・部会長合同会議 (6月3日(木))

- 花岡住民協議会解散総会資料の検討
- 花岡住民自治協議会設立総会資料検討
- 花岡住民自治協議会地域計画策定書(案)の検討
- 花岡住民自治協議会表彰規定(案)の検討

3. 第1回 花岡住民自治協議会役員会 (7月30日(金))

- 運営委員の住民代表の選出と依頼について
- 情報発信部会員について
- 令和3年度住民自治協議会自主防災訓練について
- 令和3年度住民自治協議会活動計画について

4. 第1回 花岡住民自治協議会運営委員会 (10月5日(火))

- 運営委員会メンバーの確認
- 情報発信部会メンバー(案)検討
- 各部会活動計画等の報告
- 花と緑住自協フェスティバル(11月14日(土))案の検討
- 令和3年度住民自治協議会自主防災訓練と山室山小学校防災教育支援について
- 運営委員会開催日程計画について

5. 第2回 花岡住民自治協議会役員会 (11月4日(木))

- 花岡住民自治協議会運営委員会開催日について(1月27日・3月23日)
- 初日の出を見る会の開催について (本年度は中止)

6. 第2回 花岡住民自治協議会運営委員会(1月27日(木)中止) (役員会のみ開催)

第3回 花岡住民自治協議会役員会 (1月27日(木))

- 令和3年度事業報告とまとめ・令和4年度事業計画と部会目標を各部会に依頼
- 花岡住民自治協議会組織と活動図(案)検討

7. 第2回 花岡住民自治協議会運営委員会 (3月23日(水))

- 花岡住民自治協議会各部会令和3年度事業報告とまとめについて
- 花岡住民自治協議会各部会令和4年度事業計画(案)と部会目標について
- 令和4年度総会について(6月11日(土)13:30~)

※ 上記の事業以外にも、花岡住民自治協議会規約第2条の目的を達成するために必要な事業を実施してきました。(2条の目的 住自協は住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進める)

2021(令和3)年度 収支決算書

花岡住民自治協議会

第3号議案

収入

単位:円

科 目	予算額	決算額	収入内容(名称・相手方・金額詳細など)
繰越金	604,005	604,005	前年度より繰越
協議会費	415,000	415,000	花岡地区自治連合会
住民自治協議会連合会 地域振興補助金	67,200	67,200	松阪市住民自治協議会連合会
協賛金	260,000	260,000	花岡公民館110,000 花岡地区青少年健全育成会150,000
助成金	150,000	225,000	松阪市社会福祉協議会
参加費収入	30,000	28,000	研修視察等
住民自治協議会活動交付金	6,001,000	6,001,000	住自協連合会よりの活動交付金
雑収入	25	26	貯金利息等
収入合計	7,527,230	7,600,231	

支出

(大分類) 部会名等	予算額	決算額	内住民自治協議会活動交付金額	事業番号	(小分類) 事業名
					自治会部会
	2,450,000	2,144,510	2,144,510	2	環境整備事業(防犯灯、掲示板、避難場所表示板設置補助)
	1,400,000	1,428,440	1,428,440	3	福祉見守り事業(敬老事業、地域見守り活動)
	300,000	245,407	217,407	4	地域改善対策事業(地域防災活動、防災施設及び住民自治まちづくり等の視察研修)
	20,000	0	0	5	生活環境保全事業 新型コロナ感染症拡大のため中止
	35,000	10,944	10,944	6	地域交流事業(自治会長会・自治連ゴルフ大会)新型コロナ感染症拡大のためゴルフ大会4月29日は中止し10月26日のみ実施
(小計)	4,375,000	3,994,877	3,966,877		
福祉部会	75,000	100,000	25,000	7	児童交流事業(マジック教室)
(小計)	75,000	100,000	25,000		
スポーツ健康部会	160,000	0	0	8	ふれあいスポーツ事業(球技大会) 新型コロナ感染症拡大のため中止
	75,000	0	0	9	ふれあいスポーツ事業(グラウンドゴルフ大会) 新型コロナ感染症拡大のため中止
	95,000	214,092	95,000	10	ふれあいスポーツ事業(レクリエーションふれあいフェスティバル)新型コロナ感染症拡大のため中止 カローリングセット購入
	30,000	2,281	0	11	地域間交流事業(松阪七夕まつり・鈴の音市に参加、市長杯ふれあいスポーツ大会に参加) 新型コロナ感染症拡大のため中止
(小計)	360,000	216,373	95,000		
交通安全部会	150,000	149,700	149,700	12	交通環境整備事業(交通安全啓発看板の点検、整備)
(小計)	150,000	149,700	149,700		
情報発信部会	30,000	24,563	24,563	13	機関誌発行事業(住自協報告及び案内に関する「住自協たより」の発行)
(小計)	30,000	24,563	24,563		
宝塚古墳事業	130,000	119,636	44,636	14	宝塚古墳市民参加の会事業(土器づくり、宝塚古墳ガイドと研修会、船形埴輪花壇の準備と設置)新型コロナのため土器づくり・宝塚古墳ガイド・研修会は中止
	120,000	118,800	118,800	15	宝塚古墳初日の出事業(宝塚古墳公園から初日の出を見る会開催)新型コロナ感染症拡大のため中止
(小計)	250,000	238,436	163,436		
住民自治協議会運営費	2,287,230	2,168,193	1,576,424	16	事務局運営費
(小計)	2,287,230	2,168,193	1,576,424		
支出合計	7,527,230	6,892,142	6,001,000		

収入合計7,600,231ー支出合計6,892,142＝708,089円 2022(令和4)年度へ繰越

2021（令和3）年度花岡住民自治協議会会計監査報告書


2022（令和4年）5月13日、2021（令和3年）度会計の関係諸帳簿、貯金通帳、証拠書類、

収支決算書を監査した結果、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

花岡住民自治協議会 監事 森 佑子 

花岡住民自治協議会 監事 大野 瑠子 

花岡住民自治協議会 会長 豊住 真 

花岡住民自治協議会 会計 松原 信男 

花岡住民自治協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、花岡住民自治協議会（以下「住自協」という）と称する。

(目的)

第2条 住自協は地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 住自協の活動区域は、花岡地区内（花岡地区市民センター管内）とする。但し、他地区の住民自治協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事務所)

第4条 住自協の事務所は、松阪市大黒田町1235番地2 花岡地区市民センターに置く。

(事業)

第5条 住自協は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 歴史・地域環境等の特性や人口構成を踏まえた地域まちづくり計画の策定に関する事業
- (3) 歴史・文化・伝統等の継承に関する事業
- (4) 生涯学習など、公民館活動に関する事業
- (5) 福祉・健康づくりに関する事業
- (6) 人権啓発に関する事業
- (7) 地区の子どもを育む意識の醸成及び健全育成や非行防止に関する事業
- (8) 住民の交流又は連帯に関する事業
- (9) 環境美化・環境保全等、住環境整備に関する事業
- (10) 防災・防犯・交通安全に関する事業
- (11) 地域課題の把握と解決に向けての協議及び情報の発信に関する事業
- (12) 花岡地区の団体育成に関する事業
- (13) その他住自協の目的達成のために必要な事業

(構成)

第6条 住自協の構成員は、花岡地区に居住する住民及び花岡地区で活動する自治会をはじめ、各種構成団体等とする。

- 2 花岡地区各種ボランティア団体、その他住自協の趣旨に賛同する事業所は、運営委員会の承認を得て構成団体とすることができる。

(組織)

第7条 住自協は、総会・役員会・運営員会及び部会等をもって構成する。

- 2 住自協に事務局を置く。
- 3 住自協に監査を置く。
- 4 住自協に顧問を置くことができる。

第2章 役員・顧問

(役員)

第8条 住自協に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書記 | 2名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員・顧問の決定)

第9条 役員及び顧問は、運営委員会で選出された選考委員が、候補者の案を作成し、運営委員会の承認を受けて、総会に諮り決定する。但し事務局長は、役員会が推薦し、運営委員会が任命する。

- 2 選考委員は7名以内とし、選考委員長は互選とする。
- 3 役員及び顧問は構成員の中から選出する。

(役員の仕事)

第10条 住自協の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は住自協を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、住自協の会務を記録する。
- (4) 会計は、住自協の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 事務局長は会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- (6) 監事は、住自協の会計・資産及び事業の執行状況を監査し、総会で監査報告をする。

(顧問の仕事)

第11条 顧問は会長の命を受け、住自協の運営に関して助言をすることができる。

(役員の仕事)

第12条 住自協の役員の仕事は2年(役員改選年の総会終了まで)とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会)

第13条 総会は住自協の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員の定数は120名以内で、任期は1年とし再任を妨げない。
- 3 代議員の選出については、細則に定める。

(総会の開催)

第16条 通常総会は毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認め、且つ役員会に諮り承認を得た場合
- (2) 代議員の3分の1以上の者から必要要件を示して請求があったとき
- (3) 構成員の6分の1以上の者から必要要件を示して請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から起算して60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催日時と場所を示して、開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第18条 総会は、代議員の総数の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面議決)

第21条 会長は、やむを得ない事由により総会を開催することができないと認めるときは、議決を要する内容について、予め代議員に示し、書面により表決する書面議決を行うことができる。

(総会に付議する事項)

第22条 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画及び予算案に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 地域まちづくり計画の策定に関する事項
- (4) 会則の改廃の決定に関する事項
- (5) 総会で提案された事項に関する事項
- (6) 役員を選任と解任に関する事項
- (7) 部会の新設及び統廃合に関する事項
- (8) その他住自協の運営に関する重要な事項

(総会議事録の作成)

第23条 総会の議事については、次の事項を記した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員総数及び出席代議員数(委任状を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(総会の公開)

第24条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。但し傍聴するときは、総会日2日前までに傍聴届を出さなければならない。傍聴者は総会における議決権及び発言権を有しない。

第4章 役員会

(役員会)

第25条 住自協の運営に関する事項及び運営委員会に諮るべき事項を審議決定するために、役員会を設置する。

(役員会の構成)

第26条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第27条 役員会は会長が招集する。

- 2 役員会の議長は会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第28条 役員会は次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (5) 運営委員会から申請された部会の新設及び統廃合に関する事項
- (6) 住自協功労者推薦表彰者の審査に関する事項
- (7) 事務局長の推薦に関する事項

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第29条 住自協の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するために、運営委員会を設置する。

(運営委員会の構成)

第30条 運営委員会は、役員・部会の部会長・副部会長及び役員会で選出した構成員・花岡地区で活動する各種団体より選出された代表者で構成する。

(委員の任期)

第31条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の審議事項)

第32条 運営委員会は、次に掲げる事項を調整及び審議し役員会に諮る。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事項
- (2) 各部会の実績及び決算に関する事項
- (3) 住自協の運営及び地域課題に関する事項

- (4) 地域まちづくり計画の策定に関する事項
- (5) 住自協功労者表彰の候補者推薦に関する事項
- (6) 部会の新設及び統廃合に関する事項
- (7) 事務局長の承認に関する事項

(運営委員会の招集)

第33条 運営委員会は、会長がこれを招集する。

第34条 運営委員会の議長は会長が務める。但し会長に事故があり出席できない場合には、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(運営委員会の定足数)

第35条 運営委員会は、委員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(運営委員会の議決)

第36条 運営委員会の議事は、十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営委員会の議事録作成)

第37条 運営委員会は議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数及び出席委員数
- (3) 出席委員名
- (4) 開催目的・審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 部 会

(部会)

第38条 部会は地域計画に基づく事業を実施するため、住自協の主要な執行機関である。次に掲げる部会を設置する。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 自治会部会 | 基本協定に関する業務
地区の防災・防犯・住生活環境整備に配慮したまちづくりの推進に関する事業 |
| (2) 公民館部会 | 生涯学習や住民間の絆を深める内容に関する事業 |
| (3) 福祉部会 | 地区の歴史文化・伝統の継承等に関する事業
児童・高齢者・障がい者・ひとり親家庭及び寡婦(寡夫)福祉、世代間交流に関する事業 |
| (4) スポーツ健康部会 | スポーツの推進及び、健康づくりと疾病予防・健康生活の維持増進に関する事業 |
| (5) 青少年健全育成部会 | 地域・学校・家庭が連携し、心身共に健やかな青少年の育成に関する事業 |
| (6) 交通安全部会 | 交通環境の整備及び、交通安全の推進に関する事業 |
| (7) 情報発信部会 | 住自協報告及び案内に関する「住自協たより」の発行、SNSを活用した住民生活に関する情報の発信事業 |

- 2 各部会には、各種関係団体が属する。一団体が複数の部会に属することを妨げない。各部会の構成団体は（組織表1）に示す。
- 3 花岡地区に居住する住民は、個人として各部会の会員となることができる。

（部会の運営）

- 第39条 各部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長・副部会長は部会員の中から互選により選出する。
 - 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代行する。
 - 4 部会長・副部会長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠で選出された部会長・副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 部会長、副部会長は、本規約により後任者が決定されるまでは、その任期に関わらずその任を果たすものとする。
 - 6 その他の部会運営については、各部会で定める部会規定に従う。

（部会の審議事項）

- 第40条 各部会は第38条1の事業を実施するために次の事項を審議する。
- (1) 部会の活動計画及び予算に関する事項
 - (2) 部会の実績報告及び決算に関する事項
 - (3) 各部会との連携及び地域課題の掌握と解決策に関する事項
 - (4) 自治会部会は、基本協定書の事柄に関する事項
 - (5) 部会の新設及び統廃合に関する事項

（部会の招集）

- 第41条 部会は必要に応じ部会長がこれを招集する。

（部会の議長）

- 第42条 各部会の議長は、部会長がこれに当たる。

第7章 事務局

（事務局）

- 第43条 住自協の円滑な運営を行うため事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長を置く。
 - 3 事務局長は、役員会が推薦し、運営委員会が任命する。
 - 4 事務局には、必要に応じて事務局員を置くことができる。
 - 5 事務局の運営に関することは、運営委員会で定める。

第8章 事業計画及び予算

（事業計画及び予算）

- 第44条 住自協の事業計画及び予算は、会長が運営委員会の審議を経てその案を作成し、総会の議決を以って定める。
- 2 活動計画案の作成にあたり、各部会及び各構成団体は、前年度末までに「住民自治協議会（組織・部会）活動計画書（様式1）」を作成し、運営委員会に提出し承認を得なければならない。

- 3 1項の規定にかかわらず、年度開始後で予算が総会において議決を得られてない場合は、会長は役員会の承認を得て、予算が総会で議決されるまでの間、前年度の決算を基準として収入・支出することができる。

(事業実施)

- 第45条 部会及び各種構成団体は事業計画に基づき、事業を実施するときは、地域住民の参画が得られるように広報活動等に努める。
- 2 部会が協働して行う事業と各種構成団体が主体で行う事業は、それぞれ区分して行う。
 - 3 各種構成団体が事業を実施する場合は、事業開催日の1か月前までに「事業伺い(様式2)」を運営委員会に提出し、承認を得なければならない。

(実施報告)

- 第46条 部会及び各種構成団体は、事業実施後、都度「事業報告書(様式3)」を運営委員会に提出しなければならない。
- 2 部会は会議開催後、都度「会議報告(様式4)」を運営委員会に提出しなければならない。

(事業報告)

- 第47条 住自協の事業報告は、運営委員会で審議の上、会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

第9章 会 計

(経費)

- 第48条 住自協の経費は、寄附金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第49条 住自協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

- 第50条 住自協の会計報告は、運営委員会で審議の上、会計責任者が作成し、監事の監査を受け総会の承認を受けなければならない。

(会計帳簿の整備)

- 第51条 住自協は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。
- 2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査)

- 第52条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第10章 地域まちづくり計画

(地域計画)

- 第53条 住自協は区域の将来像、目標、基本方針等をまとめた地域まちづくり計画について適宜検討し、必要に応じて見直す。但し5年に一度は見直すものとする。

- 2 住自協は地域まちづくり計画の策定など、住自協全体に関する事項は必要に応じて、プロジェクトチームや特別委員会を設置することができる。
- 3 地域まちづくり計画策定書は、総会の承認を受けて決定する。

第11章 表 彰

(表彰)

- 第54条 住自協は、花岡地区の振興、発展に貢献した個人並びに団体を表彰することができる。詳細は「花岡住民自治功労者表彰規定」による。

第12章 そ の 他

(委任)

- 第55条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮り、運営委員会の承認を得て、別に定める。

(会則・細則の改廃)

- 第56条 本会則の改廃は、総会で出席者の3分の2以上の同意をもって行うことができる。
- 2 細則の改廃は運営委員会で、出席者の3分の2以上の同意をもって行うことができる。

(役員報酬等)

- 第57条 住自協は役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

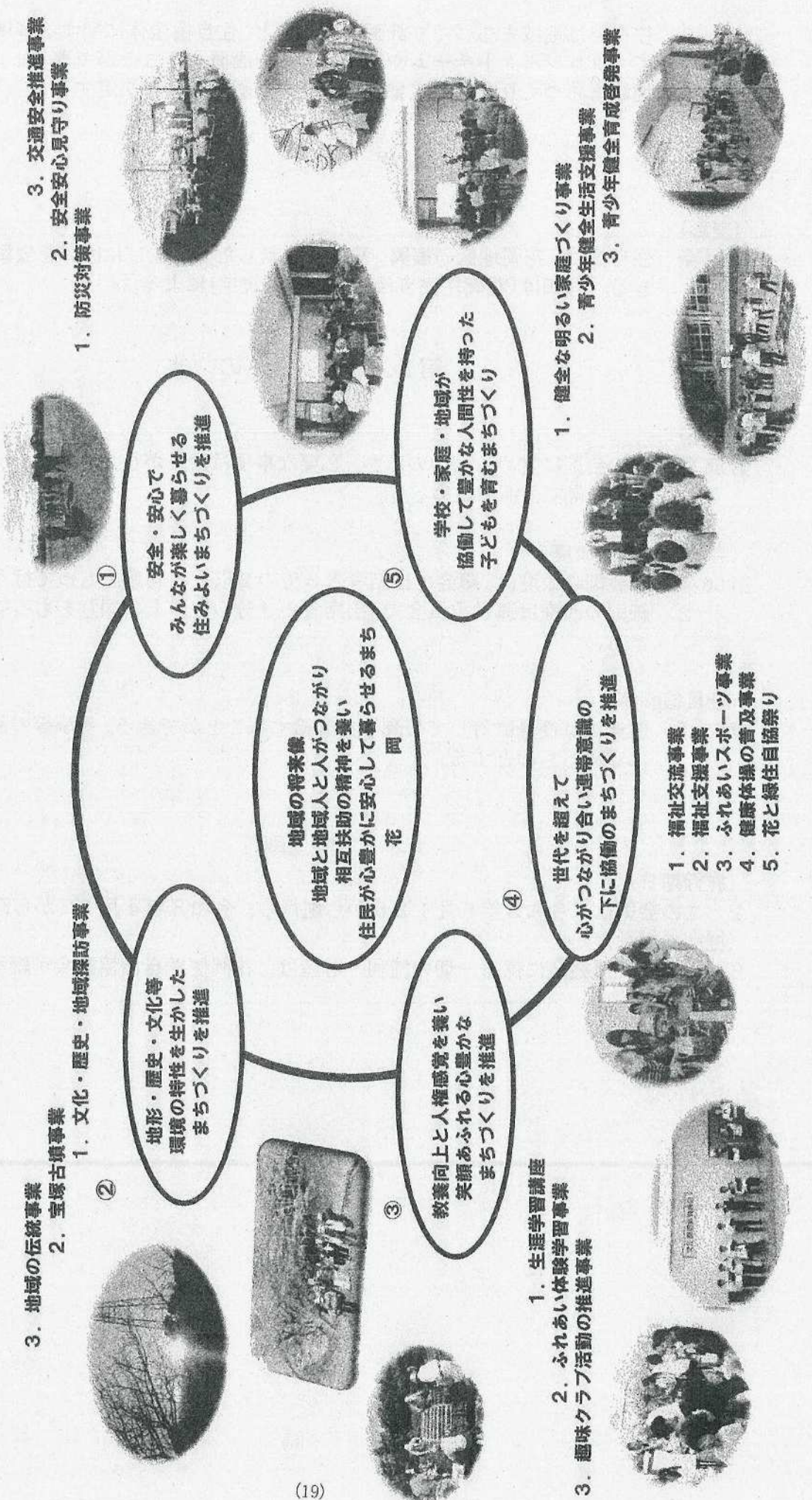
- 1 この会則は、令和3年6月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(権利の継承)

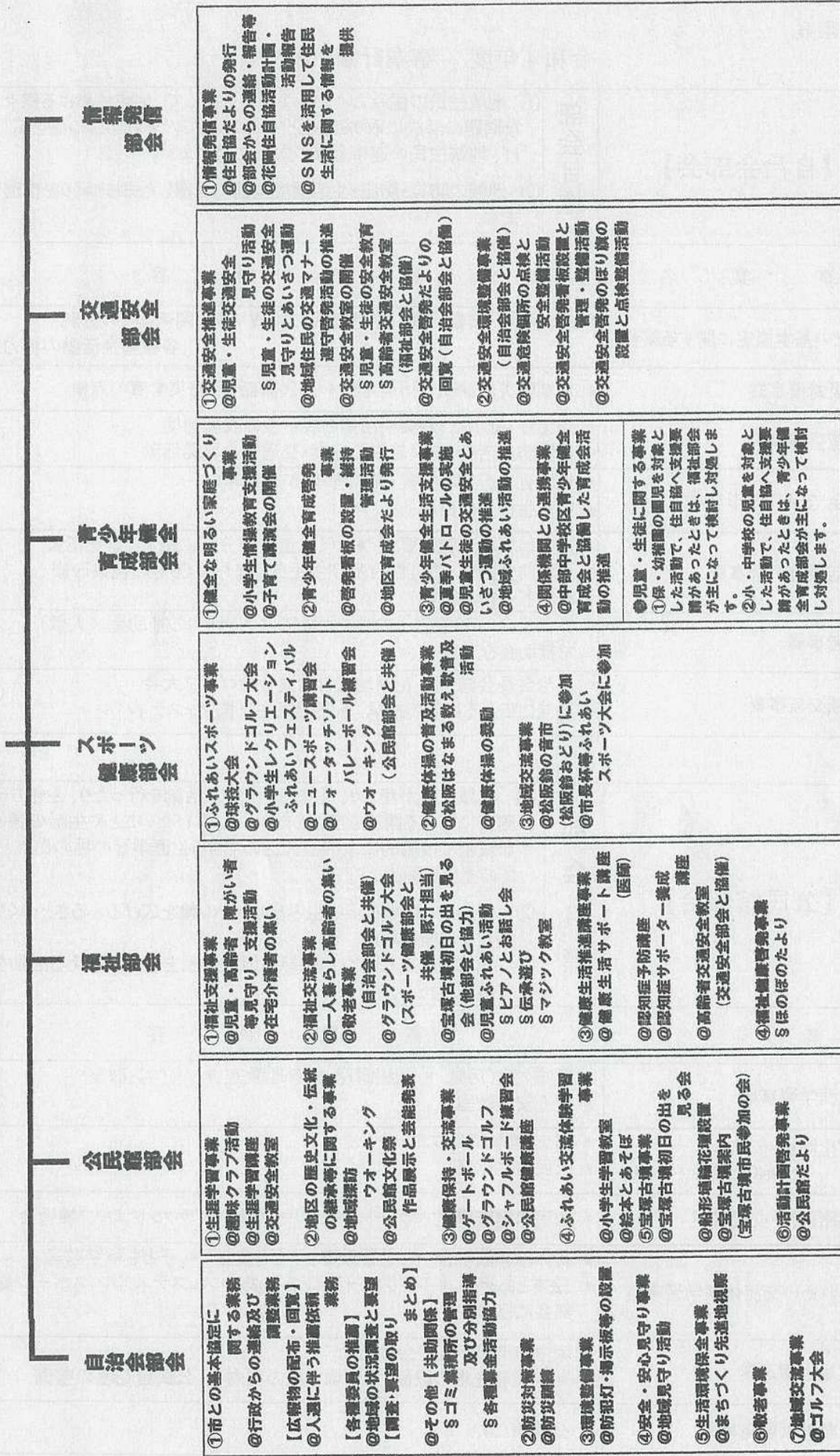
- 2 花岡住民協議会に係る一切の権利・財産は、花岡住民自治協議会が継承するものとする。

花岡住民自治協議会活動図

◎花岡住民自治協議会は、花岡住民協議会と花岡自治連合会が一本化されてきた組織です。
 ◎この組織が目指すものは、松阪市との連絡調整及び情報の共有を図ることで、自律的な地域づくりの推進と、住みよい地域社会を実現することです。
 ◎住民自治協議会は、松阪市との協定により、自治会がこれまで担ってきた業務を基本として、市が統一して実施する必要がある業務のうち、行政が行うより効率的かつ効果的な業務も担います。



花岡住民自治協議会部会活動一覽



住自協と住民協の違い	住民自治協議会	住民協議会
①乗例へ自治会を明記	あり	なし
②自治会部会の設置	必置	任意
③通合会組織の設置	あり	なし
④地域計画の策定の要清度	強	弱
⑤公民館部会の設置	必置	任意
⑥基本協定の締結	あり	なし

①市との基本協定に関する業務
 ②行政からの連絡及び調整業務
 【広報物の配布・回覧】
 ③人選に伴う推薦依頼業務
 【各種委員の推薦】
 ④地域の状況調査と要望
 【調査・要望の取りまとめ】
 ⑤その他【互助関係】
 S ゴミ集積所の管理及び分別指導
 S 各種基金活動協力
 ⑥防災対策事業
 ⑦防災訓練
 ⑧環境整備事業
 ⑨防犯灯・掲示板等の設置
 ⑩安全・安心見守り事業
 ⑪地域見守り活動
 ⑫生活環境保全事業
 ⑬まちづくり先進地視察
 ⑭敬老事業
 ⑮地域交流事業
 ⑯ゴルフ大会

①生涯学習事業
 ②趣味クラブ活動
 ③生涯学習講座
 ④交通安全教室
 ⑤地区の歴史文化・伝統の継承等に関する事業
 ⑥地域探訪
 ⑦ウォーキング
 ⑧公民館文化祭
 ⑨作品展示と芸術発表
 ⑩継続保持・交流事業
 ⑪ゲートボール
 ⑫フラワールゴルフ
 ⑬チャッパラルゴルフ
 ⑭公民館健康講座
 ⑮ふれあい交流体験学習事業
 ⑯小学生学習教室
 ⑰絵本とあそび
 ⑱宝塚古墳事業
 ⑲宝塚古墳初日の出を見る会
 ⑳船形陣輪花壇設置
 ㉑宝塚古墳案内
 (宝塚古墳市民参加の会)
 ㉒活動計画啓蒙事業
 ㉓公民館だより

①福祉支援事業
 ②児童・高齢者・障がい者等見守り・支援活動
 ③在宅介護者の集い
 ④福祉交流事業
 ⑤一人暮らし高齢者の集い
 ⑥敬老事業
 ⑦ボランティア活動
 ⑧グラウンドゴルフ大会
 ⑨スポーツ健康部会と共催
 ⑩宝塚古墳初日の出を見る会(他部会と協力)
 ⑪児童ふれあい活動
 S ヒアノとお話し会
 S 伝承遊び
 S マジック教室
 ⑫健康生活推進講座事業
 ⑬健康生活サポート講座(医師)
 ⑭認知症予防講座
 ⑮認知症サポーター養成講座
 ⑯高齢者交通安全教室(交通安全部会と協催)
 ⑰福祉健康啓蒙事業
 S ほのほのたより

①ふれあいスポーツ事業
 ②球技大会
 ③グラウンドゴルフ大会
 ④小学生レクリエーション
 ⑤ふれあいフェスティバル
 ⑥ニュースポーツ講習会
 ⑦ウォーターツッチソフト
 ⑧ハレボール練習会
 ⑨ウォーキング
 (公民館部会と共催)
 ⑩健康体操の普及活動
 ⑪松阪はなまる歌え歌普及活動
 ⑫健康体操の奨励
 ⑬地域交流事業
 ⑭松阪節の音市
 ⑮市長杯ふれあいスポーツ大会に参加

①健全な明るい家庭づくり事業
 ②小学生情報教育支援活動
 ③子育て講演会の開催
 ④青少年健全育成啓蒙事業
 ⑤啓蒙看板の設置・維持管理活動
 ⑥地区育成会だより発行
 ⑦青少年健全生活支援事業
 ⑧夏バテロールの実施
 ⑨児童生徒の交通安全とあいさつ運動の推進
 ⑩地域ふれあい活動の推進
 ⑪関係機関との連携事業
 ⑫中部中学校区青少年健全育成会と協催した育成才活の推進
 ◎児童・生徒に関する事業
 ⑬保・幼稚園の園児を対象とした活動で、住自協へ支援要請があったときは、福祉部会が主に検討し対応します。
 ⑭小・中学校の児童を対象とした活動で、住自協へ支援要請があったときは、青少年健全育成部会が主に検討し対応します。

①交通安全推進事業
 ②児童・生徒交通安全見守り活動
 S 児童・生徒の交通安全見守りとあいさつ運動
 ③地域住民の交通安全推進啓蒙活動の推進
 ④交通安全教室の開催
 S 児童・生徒の交通安全教室(福祉部会と協催)
 ⑤交通安全啓蒙だよりの回収(自治会部会と協催)
 ⑥交通安全環境整備事業
 (自治会部会と協催)
 ⑦交通安全危険箇所の点検と安全整備活動
 ⑧交通安全啓蒙看板設置と管理・整備活動
 ⑨交通安全啓蒙のほり旗の設置と点検整備活動

①情報発信事業
 ②住自協だよりの発行
 ③部会からの連絡・報告等
 ④花岡住自協活動計画・活動報告
 ⑤SNSを活用して住民生活に関する情報を提供

令和4年度 事業計画

<p>【自治会部会】</p>	<p>部会目標</p> <p>① 地域住民の住みよいまちづくりを目指して、地域における様々な問題の解決に取り組むとともに、地域でのふれあいの場を広げ、地域住民の連帯意識の向上に努めます。</p> <p>② 地域の防災・防犯・生活環境整備に配慮したまちづくりを推進します。</p>
<p>事業名</p>	<p>事業内容</p>
<p>1. 市との基本協定に関する業務</p>	<p>◎ 広報配布・文書回覧 ◎各種委員の推薦 共助関係(ゴミの分別・各種募金活動の協力)</p>
<p>2. 防災対策事業</p>	<p>◎ 地域防災訓練(花岡小学校) ◎ 防災講話 ◎ 防災倉庫の点検</p>
<p>3. 環境整備事業</p>	<p>◎ 防犯灯・掲示板・避難場所等の表示板の設置補助 ◎ 地域防災活動・防災施設の充実・交通安全啓発活動</p>
<p>4. 安全・安心見守り事業</p>	<p>◎ 地域見守り活動(児童・高齢者・障がい者等) ◎ 児童生徒登校指導</p>
<p>5. 生活環境保全事業</p>	<p>◎ 道路等環境整備の要望 ◎ ゴミ減量及び分別に関する啓発活動 ◎ 地域防災活動・防災施設及び住民自治まちづくり等の視察研修 ◎ 麻葉芥子撲滅運動</p>
<p>6. 敬老事業</p>	<p>◎ 各自治会へ80歳以上の方を対象に(1人当たりの補助金×人数)で補助金を支給</p>
<p>7. 地域交流事業</p>	<p>◎ 自治会長会議 ◎ 花岡地区自治連合会ゴルフ大会 ◎ 地域に伝わる行事の継承 ◎ 花と緑住自協フェスティバル</p>

<p>【公民館部会】</p>	<p>部会目標</p> <p>① 地域住民が集まり、趣味やサークル活動を行ったり、生き方や健康に関する講座を開催したりして、学びたいことや生活の様々な課題に積極的に取り組むことのできる生涯学習の場の拠点としての充実を図ります。</p> <p>② 住みよい地域社会を生み出し、その輪を広げるふるさとづくりの拠点を目指します。</p> <p>③ 地域の歴史・文化・伝統等の地域財産を後世に伝える活動を支援します。</p>
<p>事業名</p>	<p>事業内容</p>
<p>1. 生涯学習事業</p>	<p>◎ 趣味クラブ活動 ◎ 人権講座 ◎ 料理教室 ◎ パソコン教室 ◎ 交通安全教室</p>
<p>2. 文化歴史・伝統の継承等に関する事業</p>	<p>◎ 歴史・地域探訪ウォーキング ◎ 公民館文化祭</p>
<p>3. 健康保持・交流事業</p>	<p>◎ 公民館健康講座 ◎ ゲートボールリーグ戦 ◎ グラウンドゴルフ練習会</p>
<p>4. ふれあい交流体験学習事業</p>	<p>◎ 夏休み体験学習 ◎ 学習教室と子ども食堂 ◎ 子ども科学教室 ◎ 絵本とあそび ◎ レクリエーションふれあいフェスティバル(スポーツ健康部会に協力)</p>
<p>5. 宝塚古墳事業</p>	<p>宝塚古墳市民参加の会の活動 ◎ 船形埴輪花壇の設置 ◎ 宝塚古墳の案内 ◎ 公民館花壇の整備</p>
<p>6. 活動計画啓発事業</p>	<p>◎ 公民館たより</p>

【福祉部会】	部 会 目 標 <p>① 援護を必要とする住民が、地域から孤立することなく、安心して生活できるように、地域住民による支え合い活動を展開し、地域における福祉啓発と住みよい福祉のまちづくりを推進します。 ※ ①でいう援護を必要とする住民とは、児童・高齢者・障がい者・ひとり親家庭及び寡婦(寡夫)を指します。</p> <p>② 自治会や民生委員児童委員と協働して「福祉見守り活動」を行い、住民の安全を支援するまちづくりに努めます。</p> <p>③ 福祉ふれあい活動として、住民が交流する場を多く設定し、人と人の絆を強め、安全で安心な生活を支え合うまちづくりに努めます。</p>
事業名	事業内容
1. 福祉支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅介護者の負担軽減と安全で安心な介護の在り方研修 ● 児童・高齢者・障がい者等見守り・支援活動
2. 福祉交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人暮らし高齢者の集い ● 敬老事業(自治会部会と共催) ● グラウンドゴルフ大会の協力 ● 宝塚古墳公園初日の出を見る会の協力 ● ピアノとお話し会 ● 夏休み学習会の子ども食堂 ● マジック教室 ● 独楽のサーカスの公演と体験 ● ふれあい餅つき大会(山室幼)
3. 健康生活推進講座事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康生活サポート講座 ● 認知症予防講座 ● 認知症サポーター養成講座 ● 高齢者交通安全教室
4. 福祉健康啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康生活をサポートする講座や行事の開催 ● ほのぼのたより

【スポーツ健康部会】	部 会 目 標 <p>① スポーツを推奨し、心身の健康保持・増進を図り、健康で活力ある長寿社会実現への一助に努めます。</p> <p>② 地域体操「はなまる体操」の普及活動やスポーツを通じたふれあい活動を推進し、住民交流の輪を広げたり、仲間意識の向上に努めたりして、助け合いの精神を培います。</p>
事業名	事業内容
1. ふれあいスポーツ事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 練習会 ● 球技大会 ● レクリエーションふれあいフェスティバル ● フォータッチソフトバレーボール ● グラウンドゴルフ大会 ● ニュースポーツ講習会(シャフルボード・カローリング) ● ウオーキング(公民館部会と共催)
2. 健康体操の普及活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 松阪はなまるかぞえ唄の普及(スポーツ行事・会議等で、心身を解きほぐすための準備運動)スポーツと健康生活の推進
3. 地域間交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 松阪七夕まつり・鈴の音市に参加 ● 市長杯ふれあいスポーツ大会に参加

【青少年健全育成部会】	部 会 目 標 <p>① 青少年の心身の健康増進を図るとともに、知的な能力の向上と豊かな情操力を高めることに、家庭地域が一体となって援護します。</p> <p>② 青少年が将来に向かって夢や希望が持てる地域づくりを推進し、郷土を担う心身ともにたくましく、自信と誇りをもって生きる力を養う支援を行います。</p>
-------------	--

事業名	事業内容
1健全な明るい家庭づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域・家庭・学校が役割を分担した子育て活動の推進 ● 小学校情操教育支援活動
2. 青少年健全育成啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区育成会だよりの発行 ● 健全育成啓発看板の設置と点検
3. 青少年健全生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年の健全な生活をサポートする防犯パトロールの実施 ● 児童生徒登校指導とあいさつ運動 ● 通学路等の安全点検と整備の要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路における危険箇所等の把握と整備要請 ・ 複数の自治会が関係する箇所を中心に点検
4. 関係機関との連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 中部中学校地区青少年健全育成会との連携

【交通安全部会】	部 会 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ① 広く住民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの習慣づけを目指します。 ② 住民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進します。 ③ 交通事故防止の徹底を図るとともに、交通指導時のあいさつ運動で、より良いまちづくりに取り組みます。
-----------------	----------------------------	--

事業名	事業内容
1. 交通安全推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒の交通安全とあいさつ運動 ● 地域住民の交通マナー遵守啓発活動の推進 ● 交通安全教室 <ul style="list-style-type: none"> ・ 松阪地区交通安全協会の協力により、高齢者及び後期高齢者対象の交通安全教室を開催
2. 交通環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全啓発幟旗・看板点検と整備 交通危険箇所の点検

【情報発信部会】	部 会 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民に伝えたい情報を速やか且つ、正しく分かりやすい表現で、書面や情報機器を活用して発信します。 ② 地域情報並びに、各部会からのお知らせや活動状況等を定期的に発信していきます。
-----------------	----------------------------	---

事業名	事業内容
1. 情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 住自協報告及び案内に関する「住自協たより」を定期的に発行します <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の紹介 ・ 花岡住自協各部会活動案内・活動報告 ・ 部会からの連絡・報告等 ● SNSを活用した住民生活に関する情報の発信事業

◎ 上記部会の福祉部会と健全育成部会の児童・生徒対応事業は次のように申し合わせました。

- ① 保・幼稚園の園児を対象とした活動で、住自協へ支援要請があったときは、福祉部会が主になって検討し対処します。
- ② 小・中学校の児童を対象とした活動で、住自協へ支援要請があったときは、青少年健全育成部会が主になって検討し対処します。

2022(令和4)年度 収 支 予 算 書

第6号議案

協議会名 花岡住民自治協議会

単位:円

収 入

科 目	予算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
繰越金	708,089	前年度より繰越
住民自治協議会活動交付金	6,190,000	住民自治協議会連合会よりの活動交付金
協議会費	415,000	花岡地区自治連合会
住民自治協議会連合会地域振興費	190,000	松阪市住民自治協議会連合会
助成金	150,000	松阪市社会福祉協議会
参加費収入	30,000	研修視察等
雑収入	200,000	住自協祭り売上金・貯金利息等
収入合計	7,883,089	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協議会活動交付金額	事業番号	(小分類) 事 業 名
自治会部会	190,000	190,000	1	防災対策事業(地域防災訓練、防災講話、防災倉庫の点検)
	2,300,000	2,300,000	2	環境整備事業(防犯灯、掲示板、避難場所等、表示板の整備)
	1,550,000	1,550,000	3	安心安全見守り事業(敬老事業、地域見守り活動、児童生徒登校指導)
	310,000	290,000	4	生活環境保全事業(住民自治まちづくり等の先進地視察)
	35,000	35,000	5	地域交流事業(自治会長会議、花岡地区自治連合会ゴルフ大会)
(小計)	4,385,000	4,365,000		
福祉部会	75,000	0	6	児童交流事業(マジック教室=助成金)
(小計)	75,000	0		
スポーツ健康部会	150,000	90,000	7-1	ふれあいスポーツ事業(球技大会)
	70,000	70,000	7-2	ふれあいスポーツ事業(グラウンドゴルフ大会)
	155,000	95,000	7-3	ふれあいスポーツ事業(レクリエーションふれあいフェスティバル)
	20,000	20,000	7-4	ふれあいスポーツ事業(ニューススポーツ講習会)
	20,000	20,000	8	地域間交流事業(松阪七夕まつり・鈴の音市に参加、市長杯ふれあいスポーツ大会に参加)
(小計)	415,000	295,000		
交通安全部会	25,000	25,000	9	交通安全推進事業(交通安全教室)
	95,000	95,000	10	交通環境整備事業(交通安全啓発看板の点検、整備)
(小計)	120,000	120,000		
情報発信部会	30,000	30,000	11	情報発信事業(住自協報告及び案内に関する「住自協たより」の発行 SNSを活用した住民生活に関する情報の発信)
(小計)	30,000	30,000		
宝塚古墳事業	115,000	40,000	12	宝塚古墳市民参加の会事業(船形地輪花壇の設置・初日の出を見る会・公民館花壇の整備)
	130,000	90,000	13	宝塚古墳初日の出事業(宝塚古墳公園から初日の出を見る会開催)
(小計)	245,000	130,000		
住自協フェスティバル事業	300,000	90,000	14	住自協フェスティバル事業
(小計)	300,000	90,000		
住民自治協議会運営費	2,313,089	1,160,000	15	事務局運営費
(小計)	2,313,089	1,160,000		
支出合計	7,883,089	6,190,000		

* 予算額に過不足を生じた時は、役員会・運営委員会の承認を得て流用することができる。

